

別表六の二(五)

「12」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 業 年 度	・ ・	法人名
-----------------------	--------	-----

別表六の二(五)  
平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(五)付表「2」)	1	円	特別研究税額控除限度額 (5)+(6)	7	円
控除対象済特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(三)「3」)又は(別表六の二(四)「3」)	2		<b>「12」欄</b> 特別試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の9第6項」 ② 「区分番号」欄：「10548」 ③ 「適用額」欄：「12」欄の金額		
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3		当期税額基準額 $(8) \times \frac{5}{100}$	9	
同上のうち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と別表六の二(五)付表「3」のうち 少ない金額)	4		当期税額控除可能額 (7)と(9)のうち少ない金額)	10	
税額控除割合が30%である試験研究に 係る特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100}$	5		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の③」)	11	
同上以外の試験研究に係る 特別研究税額控除限度額 $((3)-(4)) \times \frac{20}{100}$	6		法人税額の特別控除額 (10)-(11)	12	

法 0301-0605-02